

鳥取県東部小学校教育研究会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部小学校教育研究会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県東部小学校教育研究会（以下「研究会」という。）が行う事業に対し補助金を交付することにより、教職員の資質・能力の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、研究会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、研究会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 教職員の指導力・実践力の向上
- (2) 教科に関する調査研究
- (3) 領域及び専門職に関する調査研究
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

(補助金の算定)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業の実施に要する経費の額とする。ただし、1,000,000円に、交付の申請日の属する年度の前年度の研究会会員数に対する本市の会員数の割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を上限とする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が定める場合とし、同項の着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。